

社会福祉法人青山里会

役員等報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人青山里会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、理事、監事及び評議員並びに評議員選任解任委員会委員（以下「役員等」という）の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員とは、役員等のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 職務遂行に伴い発生する交通費は、別に定める「青山里会旅費規程」に準じて費用を支給することができる。報酬等とは明確に区分されるものとする。
- (5) (4)の他、監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査業務に携わり、通信費、物品輸送費、雑費及び監事監査規程に基づいて行われた調査費用があった場合、実費弁償費を支払うことができる。

(役員報酬)

第3条 役員等の報酬は下記の通りに定める。

- | | | |
|-----------------|----|----------------|
| (1) 理事会、評議員会 | 1日 | 10,000円（源泉徴収後） |
| (2) 監事の業務及び監事監査 | 1日 | 10,000円（源泉徴収後） |
| (3) 評議員選任解任委員会 | 1日 | 10,000円（源泉徴収後） |
- 2 常勤の役員及びこの法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、本規程に基づく日当及び交通費は支給しない。ただし、勤務時間外、法人以外での場所において開催される理事会等に参加した場合は上記の通り日当を支給する。
- 3 監事監査規程に定められていない業務（調査、監査等）を実施する場合には、上記の日当に変えて下記の金額を上限として支給することができる。
- | | | |
|--|----|----------------|
| | 1日 | 50,000円（源泉徴収後） |
|--|----|----------------|

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準「青山里会旅費規程」に準じて出張費として支給することができる。

(支給の形態)

第6条 費用は、日本の通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

- 2 役員等の区分ごとの報酬等の総額(職員としての給与も含む。)については、現況報告書に記載の上、公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は平成31年2月1日から施行する。